

船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会の会議の公開に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。)第26条及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の適用を受けて実施する、船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会の会議(以下「会議」という。)の公開について必要な事項を定める。

(傍聴の申込み)

第2条 会議(全部を非公開で行うものを除く。)の傍聴を希望する者は、会議開催日当日の会議開始時刻の5分前までに傍聴を希望する会議の開催場所に来場し、委員長に傍聴を申し込むものとする。

(傍聴者の決定)

第3条 委員長は、次に掲げるとおり先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、あらかじめ抽選によることとしている場合は、この限りでない。

- (1) 傍聴者の決定は、原則として会議開始時刻の5分前までに先着順で行うものとする。
- (2) 会議開始時刻の5分前の時点で傍聴者が定員に満たない場合は、会議開始時刻まで先着順で傍聴者を決定することができる。
- (3) 会議開会時において傍聴者が定員に満たない場合は、会議の妨げにならない範囲内で、会議開会後に先着順で傍聴者を追加して決定することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 体調が優れないと認められる者
- (4) その他委員長が傍聴することを不適当と認める者

(傍聴者の遵守事項等)

第5条 委員長は、次に掲げる傍聴者の遵守事項を記載した書面を傍聴者に配布し、又は会場に掲示し、当該遵守事項を傍聴者に周知するものとする。

- (1) 静肅に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
- (6) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、委員長の指示に従い、速やかに退場すること。
- (8) 事前に委員長の許可を得た場合を除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。

2 委員長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴者に対し、退席を命じることができる。

附 則

この取扱基準は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和7年7月23日から施行する。